

和歌山県警察広報規程

(最終改正：令和2年3月13日 和歌山県警察本部訓令第3号)

和歌山県警察広報規程を次のように定める。

和歌山県警察広報規程

和歌山県警察広報規程（昭和30年和歌山県警察本部訓令第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、和歌山県警察における広報活動を適正かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（広報活動の意義）

第2条 この規程において広報活動とは、県民の安全意識等の高揚を図り、安全で安心な社会環境等を実現するため、警察の施策、活動又は警察事象等の実情を正しく伝え、積極的な支持と協力を確保するための活動をいう。

（職員の心構え）

第3条 警察職員は、広報活動の重要性を理解し、あらゆる機会を活用して積極的に広報活動の推進に努めなければならない。

（広報業務の内容）

第4条 この規程において広報業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 警察関係法令、条例、規則等の周知徹底に関すること。
- (2) 警察の運営及び活動状況等の広報に関すること。
- (3) 報道機関に対する広報及び連絡・調整に関すること。
- (4) 官公庁、その他団体との広報連絡に関すること。
- (5) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (6) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (7) 広報活動に関する職員の指導教養に関すること。
- (8) 警察施設見学者の受付及び案内に関すること。
- (9) その他必要な広報活動に関すること。

（所属長の責務）

第5条 警察本部（以下「本部」という。）の所属長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、主管業務につき、常に積極的かつ効果的な広報活動を計画的に推進するものとする。

2 警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、警務部長の指揮を受け、第4条に規定する広報業務の推進及び本部の課、所、隊、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）が行う広報活動の連絡調整に当たるほか、総合的な広報活動を実施するものとする。

（広報責任者等）

第6条 広報業務を適正に推進するため、所属に広報責任者を置く。

2 広報責任者は、所属の次席又は副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

3 広報責任者は、所属長の指揮を受け、警務部広報県民課広報室（以下「広報室」という。）と緊密な連携を保ち、広報業務を推進するものとする。

4 所属長は、業務の円滑を図るため広報担当者を指定し、広報責任者の事務を補佐させるものとする。

（報道機関に対する広報上の留意事項）

第7条 報道機関に対する広報に関し、次の事項について留意しなければならない。

- (1) タイムリーかつ公平的確に行うこと。
- (2) 相互の理解と信頼に立って、広報活動を円滑に推進すること。
- (3) 世論の動向を把握し、県民の関心をとらえて、効果的に行うこと。
- (4) 警察広報上必要なものは、積極的に素材を提供すること。
- (5) 人権尊重の配慮と捜査上の保秘に留意すること。

（広報責任者会議）

第8条 広報県民課長は、広報活動を効果的に推進するため、必要に応じて広報責任者会議を開催するものとする。

（広報計画）

第9条 本部の所属長は、毎年11月末までに、年間広報重点を策定して、警察署長に示すとともに、広報室に送付するものとする。

（報告）

第10条 所属長は、効果的な広報活動を実施したときは警察本部長に報告するものとする。
ただし、広報業務に係る特異な事案が発生し、又は認知した場合は、直ちに主管課を経て警察本部長にその状況を報告すること。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、広報活動の実施について必要な事項は別に定める。